

住宅用火災警報器は10年を目安に取り換えましょう！！

住宅用火災警報器の電池寿命は約10年です

住民の皆様の住宅の寝室や階段に設置されている住宅用火災警報器は、平成18年の法令改正にて、消防法及び諏訪広域連合火災予防条例により義務設置となり、10年が経過します。電池切れ等で火災を感知しなくなるため、大変危険です。そこで、10年を目安に点検確認しましょう。

また、聞きなれない音がした場合、電池切れ及び機器異常の可能性があるので、新しいものに交換しましょう。



資料協力：一財社団法人 日本火災報知機工業会
<http://www.kaho.or.jp/>

悪質訪問販売にご注意！！

住宅用火災警報器等の設置義務化を契機として、不適正な価格・無理強い販売等を行う業者にご注意ください。（火災警報器は、クーリングオフの対象です。）

住宅用火災警報器に関する問い合わせ先

諏訪広域消防本部 予防課 電話番号：0266-21-1190
下諏訪消防署 電話番号：0266-28-0119